

債権管理・回収等検証委員会設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日
理 事 長 裁 定

(設置及び目的)

第 1 条 「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会 報告書」(平成 24 年 9 月 12 日)を踏まえ、奨学金事業の健全性を確保するため、債権管理・回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等の検討を目的として、債権管理・回収等検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、債権管理・回収等に関して識見を有する外部有識者及び金融関係者等若干名で構成する。

(委員の委嘱及び任期)

第 3 条 委員は、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は原則 2 年とし、再任を妨げない。

(任務)

第 4 条 委員会は、次の各事項について検証等を行うものとする。

- (1) 債権回収状況の実績の把握・分析に関すること。
- (2) 債権管理・回収の適切性等に関すること。
- (3) 回収促進策の効果等を検証し、今後の効果的な改善策の検討に関すること。
- (4) その他機構の債権管理・回収のため必要な事項に関すること。

(運営)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(議事要旨の公表)

第 6 条 委員会は、委員会の議事要旨を公表するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、奨学金事業部奨学総務課と協力しつつ奨学事業本部奨学事業戦略室が処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。